

- 議案第31号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第32号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について
-

【要旨】

本町の属する一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、脱退に伴う財産処分等について、議会の議決を求めようとするものです。

【内容】

高知縣市町村総合事務組合に所属する仁淀川中央清掃事務組合が平成28年3月31日をもって解散し、4月1日から当該組合を脱退する旨の届けがありました。組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更、脱退に伴う財産処分については、地方自治法第286条第1項及び第289条の規定に基づき関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事の許可を受けなければならないと規定されており、その協議については、地方自治法290条に、関係地方自治体の議会の議決が必要とされていることから、議会の議決を求めようとするものです。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（財産処分）

第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
構 成 団 体		構 成 団 体	
市 町 村	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	市 町 村	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市 東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、禰原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
一 部 事 務 組 合	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 芸東衛生組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合 香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知縣市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合 日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合 津野山広域事務組合 高幡東部清掃組合 高幡西部特別養護老人ホーム組合 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 幡多中央環境施設組合 幡多中央消防組合	一 部 事 務 組 合	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 芸東衛生組合 安芸広域市町村圏事務組合 香南香美衛生組合 香南斎場組合 香南香美老人ホーム組合 嶺北広域行政事務組合 高知縣市町村総合事務組合 仁淀消防組合 高吾北広域町村事務組合 日高村佐川町学校組合 高幡消防組合 津野山養護老人ホーム組合 高陵特別養護老人ホーム組合 津野山広域事務組合 高幡東部清掃組合 高幡西部特別養護老人ホーム組合 <u>仁淀川中央清掃事務組合</u> 高幡広域市町村圏事務組合 幡多広域市町村圏事務組合 幡多中央環境施設組合 幡多中央消防組合
広 域 連 合	中芸広域連合	広 域 連 合	中芸広域連合

別表第2(第3条関係)

共同処理する 事務	構 成 団 体
第3条第1号に関する事務	香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 芸東衛生組合、安芸広域市町村圏事務組合、香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合、嶺北広域行政事務組合、高知県市町村総合事務組合、仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合、高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合、高陵特別養護老人ホーム組合、津野山広域事務組合、高幡東部清掃組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合、高幡広域市町村圏事務組合、幡多広域市町村圏事務組合、幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合、中芸広域連合
以下略	

別表第2(第3条関係)

共同処理する 事務	構 成 団 体
第3条第1号に関する事務	香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合 芸東衛生組合、安芸広域市町村圏事務組合、香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合、嶺北広域行政事務組合、高知県市町村総合事務組合、仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合、高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合、高陵特別養護老人ホーム組合、津野山広域事務組合、高幡東部清掃組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合、 <u>仁淀川中央清掃事務組合</u> 、高幡広域市町村圏事務組合、幡多広域市町村圏事務組合、幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合、中芸広域連合
以下略	

別表第3(第5条関係)

議会の議員の選挙区及び定数

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
1	2人	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合、芸東衛生組合、安芸広域市町村圏事務組合、香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合、嶺北広域行政事務組合、高知県市町村総合事務組合、仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合、高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合、高陵特別養護老人ホーム組合、津野山広域事務組合、高幡東部清掃組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合、高幡広域市町村圏事務組合、幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合、中芸広域連合
2	1人	香南市、香美市
3	1人	安芸郡の全町村
4	1人	土佐郡及び長岡郡の全町村
5	1人	吾川郡の全町村
6	2人	高岡郡の全町村
7	1人	幡多郡の全町村
8	3人	全町村

別表第3(第5条関係)

議会の議員の選挙区及び定数

選挙区	議員数	選挙区の構成団体
1	2人	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合、芸東衛生組合、安芸広域市町村圏事務組合、香南香美衛生組合、香南斎場組合、香南香美老人ホーム組合、嶺北広域行政事務組合、高知県市町村総合事務組合、仁淀消防組合、高吾北広域町村事務組合、日高村佐川町学校組合、高幡消防組合、津野山養護老人ホーム組合、高陵特別養護老人ホーム組合、津野山広域事務組合、高幡東部清掃組合、高幡西部特別養護老人ホーム組合、 <u>仁淀川中央清掃事務組合</u> 、高幡広域市町村圏事務組合、幡多広域市町村圏事務組合、幡多中央環境施設組合、幡多中央消防組合、中芸広域連合
2	1人	香南市、香美市
3	1人	安芸郡の全町村
4	1人	土佐郡及び長岡郡の全町村
5	1人	吾川郡の全町村
6	2人	高岡郡の全町村
7	1人	幡多郡の全町村
8	3人	全町村